

::国連世界観光機関(UNWTO)賛助加盟員(アフィリエイト・メンバー)プログラム::

- 加盟手続(申請用) - ※2021年2月17日時点におけるスケジュール

① 加盟申請者による加盟申請書類のご準備(下記1~3)

1. 申込書(UNWTO Affiliate Membership Application form) ※下記 URL よりダウンロード可能
2. UNWTO 憲章及び世界観光倫理憲章同意書(Letter of acceptance) ※下記 URL よりダウンロード可能
URL: <https://www.unwto.org/affiliation-procedure>

3. 政府観光当局発給公式推薦状(Letter of official support)
※日本の場合は、観光庁長官からの公式推薦状とする。 ※下段②欄参照

●加盟申請書類及びプログラムについてのお問い合わせ先

国連世界観光機関(UNWTO) 駐日事務所(一般財団法人アジア太平洋観光交流センター)
Email: info@unwto-ap.org / TEL: 0742-30-3880

② 上記3. 政府観光当局(日本では観光庁)からの公式推薦状の発給依頼については 下記1~3を申請者→観光庁へメール添付で提出 ※提出〆切: 7月30日(金)

1. JTA 推薦状依頼文書(観光庁に参考様式あり)
2. 申込書(UNWTO Affiliate Member Application form) ※上段①欄の1. をPDFにて提出
3. 申込書(UNWTO Affiliate Member Application form) の和訳を提出
(1頁目「3. Description」及び、6頁目「3. Main tourism products」の箇所のみ。形式は任意)
政府観光当局発給公式推薦状(Letter of official support)を観光庁にて発行するため、申請書類提出の前に一度、
観光庁担当者による面談を実施します。 (7月上旬~7月中旬実施予定)

※面談時又は面談後に申請書類の記載内容について、観光庁より加盟申請者様へ修正等依頼させていただく
ことがあります。

●観光庁担当部署(発給については下記の2名宛でメールにてご依頼下さい。)

国土交通省 観光庁国際関係参事官室 電話番号: 03-5253-8922(直通)

Email: 肥沼: koinuma-y226@mlit.go.jp 中村: nakamura-m2cq@mlit.go.jp

③ 公式推薦状が発行される場合推薦状は 日本政府からUNWTO本部賛助加盟 員部へ直接送付致します。

※加盟申請者で対応いただく必要はありません。

(観光庁→外務省→在スペイン大使館)

※外務省提出〆切: 8月23日(月)

④ 加盟申請者は①で準備した1. 申込書、 及び2. 同意書をUNWTO賛助加盟 員部に提出

(申請者 → UNWTO 賛助加盟部へ1~2
の書類原本を郵送および

Email(am@unwto.org)で提出)

※提出〆切: 9月15日(水) 必着

⑤ UNWTO 執行理事会開催時の「賛助加盟員審査委員会」による仮承認

※2021年10月下旬開催予定 第114回 UNWTO 執行理事会 開催地(モロッコ)

⑥ UNWTO 総会による承認

※2021年10月下旬開催予定 第24回 UNWTO 総会 開催地(モロッコ)

承認後、UNWTO から加盟申請者に承認通知を送付

※承認後申請者は、承認通知書のPDFを観光庁、UNWTO 駐日事務所へそれぞれ送付下さい。

※会費は2021年中は不要。2022年から年初に年会費を請求(年€2500)